

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年7月5日（火）午後4時00分～午後5時05分				
②	会	場	大洲市総合福祉センター 4階 多目的ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6		7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14		15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23		24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34		35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38		39	請田竹男		
④	欠席委員	6	台越正洋	14	山首憲市	23	武内誠
		28	日野修次	34	久保壽男	38	有友章治
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		富永次長		菊地係長（農地）	
		松田係長（農政）		菊地主査（農地）			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第44号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第45号	非農地証明について				
		議案第46号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第47号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から、令和4年第7回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。

議案審議に入ります前に、去る6月30日に開催されました愛媛県農業会議第109回通常総会において、優良農業委員の愛媛県知事表彰並びに永年勤続農業委員等の愛媛県農業会議会長表彰がありました。

今回、大洲市の勤続10年以上の農業委員並びに農地利用最適化推進委員として、菅田地区の上田健二農地利用最適化推進委員と、同じく菅田地区の矢野正祥農業委員が、愛媛県農業会議会長表彰のうち永年勤続農業委員等表彰を受賞されました。

それでは、表彰状の伝達を行いますので、お名前を呼ばれた方は、前にお進みください。

上田健二様。幸野会長の前にお進みください。

会 長 (表彰状伝達)

事務局（局長） おめでとうございます。席にお戻りください。  
次に、矢野正祥様。幸野会長の前にお進みください。

会 長 (表彰状伝達)

事務局（局長） おめでとうございます。席にお戻りください。  
それでは、開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

事務局（局長） ありがとうございます。それでは、議案審議に移ります。  
会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員20名中17名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日、6番 台越正洋委員、14番 山首憲市委員、23番 武内誠委員、28番 日野修次委員、34番 久保壽男委員、38番 有友章治委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、27番 永沼寛委員と29番 大本昭裕委員を指名いたします。

次に、日程第2 書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第3 議案審議に入ります。

まず、議案第43号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長） 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。

1番、平野町野田の土地、田1筆195㎡及び畑2筆648㎡、売買による所有権移転です。

所有権の移転後は、露地野菜及び果樹を栽培する予定です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通じて従事します。

2番、長谷の土地、田1筆1,586㎡及び畑11筆7,531㎡、いずれも贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も水稲や露地野菜等の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

3番、新谷の土地、田1筆536㎡、売買による所有権移転です。

所有権の移転後も、引き続き水稲を栽培します。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

以上、3件のご審議をよろしくお願ひします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

8番

それでは1番案件のご説明をいたします。

議案説明資料2ページも参考にしてください。

1番案件は、前回の第6回定例総会において「下限面積（別段の面積）の変更」案件として、指定追加された農地3筆になります。

申請地は、大洲市役所から南西に約3.7kmにある空き家バンクに登録された物件と隣接する田1筆と畑2筆で、今後は畑や果樹園として利用する計画になっております。

なお、譲受人夫婦は、これまで実家では農業手伝いの経験があるものの、これから農業に従事する意向もあり、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思ひます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

10番

2番案件は、私から説明させていただきます。

議案説明資料3ページを参考にしてください。

2番案件は贈与による所有権の移転で、経営規模の拡大を図るものです。

申請地は、長谷集会所の近くにある申請人の実家周辺にあるなど、複数に分かれており、一部で遊休化が見られましたが、今後整備をしていくことになっております。

譲受人は県外の住所となっておりますが、地域行事に参加をするなど、年間を通じて実家に居住していることを地元区長さんから確認しており、今後の管理に問題はないものと思ひれます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、問題ないと思ひます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

3番。

20番

3番案件のご説明をいたします。

議案説明資料4ページも併せてご覧ください。

3番案件は、売買による所有権移転となります。

申請地は、JR喜多山駅から西へ約500mにある田1筆で、現在も良好に管理されております。

譲受人は、経営規模の拡大を図るため、自作地に隣接する農地を取得するもので、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第44号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ、並びに別紙「議案説明資料」5ページから8ページまでを、併せてご覧ください。

1番、新谷の土地1, 912㎡の案件は、譲受人において、太陽光発電施設によるエネルギー事業を実施するため、申請地を取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約6.1kmのところ position し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

19番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の5ページから8ページを参考にしてください。

申請地は6ページの位置図のとおり、新谷公民館から南東へ約400mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ない

ものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、7ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ており、申請地周辺の住人にも同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたします。

次に、議案第45号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長） 失礼いたします。議案第45号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、並びに別紙「議案説明資料」9ページから15ページまでを、併せてご覧ください。

1番、平野町平地の土地、3筆合計2,798㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地に昭和60年に植林し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのこととございます。

2番、長谷の土地1,780㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地に約40年前に杉やクヌギを植林し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのこととございます。

以上、2件とございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の9ページから12ページを、参考にしてください。

申請地は、10ページの位置見取図のとおり、大州市平野連絡所から北西へ約3.2km以内の2箇所位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に昭和60年頃に植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願

10番

2番案件については、私の方から報告をしたいと思います。

それでは、議案説明資料の13ページから15ページを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、南久米公民館から南へ約5.1kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に約40年前に杉やクヌギを植林し、そのまま放置していたため、現在では農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第46号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農政係長)

失礼いたします。「議案第46号 農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書4ページ及び5ページ、並びに別紙「議案説明資料」の16ページから19ページまでを併せてご覧ください。

今回は、農用地区域への編入2件及び農用地区域からの除外1件でございます。

はじめに、農用地区域編入関係です。

1番、平野町平地の土地、1筆465㎡の案件は、近隣の農用地区域農地と一体的に生産の振興と農地の保全を図るため、編入を行うものでございます。

2番、野佐来の土地、1筆1,378㎡の案件は、中山間地域等直接支払制度対象農地周辺に存在する優良農地であり、隣接する農地と一体的に生産の振興と農地の保全を図るため編入をするものでございます。

編入2件、2筆 計1,843㎡となっております。

事務局（次長）

次に、農用地区域除外関係です。

1番、富士の土地、19筆計22,933㎡の案件は、申出者の既設工場は、大雨などで浸水被害を受ける度、業務が停滞してきたが、このようなことをなくすため、申出地を取得して新工場を建設するために、農用地区域の除外の申出があったものです。申出地は周辺の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものです。

除外後の農地区分は、大洲市中心部から東北東に約3kmの所に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

以上、編入2件、除外1件でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

11番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから19ページまでを参考にしてください。

申請地は17ページの位置図のとおり、自動車道菅田インターチェンジ松山方面入口から北北東へ、約600mから800mまでの間に位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、工場等の建設については、借入金により実施することとされており、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、18ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとされており、問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外については、やむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から編入及び除外することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。次に、議案第47号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局（農地係長） 議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページからご覧ください。  
説明の前に、議案書の誤りがございましたので、次のとおり訂正をお願いいたします。  
議案書の7ページ、5番の「現況地目」を「畑」に、「設定する利用権の期間」を「令和4年8月1日から令和9年7月31日」にそれぞれ訂正して頂きますようお願いいたします。申し訳ございません。  
「新規」案件のみを説明させていただきます。  
議案書6ページの1番、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。  
続いて、3番及び4番、いずれも野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定します。  
次に、7ページの5番から10番までは、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定するものです。  
8ページの11番、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定するものです。  
12番、野菜を栽培するため、賃借権を6年間設定します。  
その他の案件は「再設定」になりますので、ご確認をお願いします。  
以上、利用権設定・件筆数、13件・16筆、利用権設定総面積、14,317㎡。  
いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。  
以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。